

# Legal Networks News Letter

2016.09

【発行責任者】  
勝山 竜矢

【記事担当者】  
菊地 芳枝

〒160-0022  
新宿区新宿1-36-12  
サンカテリーナビル6F  
社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス  
03-6328-2239

## 今年の最低賃金はいくらあがる？

残暑が厳しいですが、みなさまはいかがお過ごしでしょうか？  
これから季節の変わり目になりますので、体調にはお気をつけください。

\*\*\*\*\*

さて、毎年十月、「最低賃金」が改定されます。もうそろそろですね。  
最低賃金とは、都道府県ごとに決められる賃金の時間単価額のことです。使用者は最低賃金額以上の賃金の支払いが義務づけられます。  
この額の決定の前に、中央最低賃金審議会が改定目安が公表されました。

都道府県を経済実態に応じA B C Dのランク分けをし、ランクごとに引き上げ額が決まります。  
Aランクは、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪などとなっていて、このランクの引き上げ額は二五円と示されています。現在の九〇七円から九三二円への上昇です。そのほかBランクで二四円、Cランクで二二円、Dランク二円と、全国加重平均は二五円となり、平成十四年度以降で最高の引き上げ額となる見込みです。

今回の引き上げ幅は大きなものになっていますので、今一度、自社の従業員さんの時間給をご確認くださいませ。  
月給者の方の時間給換算額がわからない場合は、ぜひ弊社所担当者にお尋ねください。

2016.10～

東京	¥932
神奈川	¥930
千葉	¥842
埼玉	¥845

2016.8.23厚労省報道発表資料による

## 厚生年金・健康保険の加入対象者が変わります

来月十月から、社会保険の適用者の拡大が行われます。  
五百人を超える会社（現在の社会保険の被保険者数が）は、いわゆるパートさんも社会保険に加入しなければならなくなりました。

## 9月のスケジュール

労務	9/1～9/30	8月分社会保険料の納付
税務	9/1～9/10	8月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付

労務 厚生年金保険料率の変更  
算定基礎届後の社会保険料標準報酬月額適用  
(当月の社会保険料を翌月の給与から控除している場合は、10月給与から新保険料率・新標準報酬月額を適用)



対象のパートさんとは・・・  
週の所定労働時間が二十時間以上  
雇用期間が一年以上見込まれること  
賃金の月額が八万八千円以上  
学生でない  
これらの要件を満たす短時間労働者となつていきます。

五百人を超えない会社においても、今まで従業員が奥さんや社会保険に加入していただけた方も、この改正で従業員の手続きが社会保険に入る可能性があるという事になります。

その場合は、手続き担当者へご連絡ください。  
従業員の方たちから問い合わせなども日本年金機構が厚生労働省ホームページにも掲載されています。